

| 番号 | 頁   | 項目       | 意見の内容                                                                                                                                                                                                       | 意見に対する考え方                                                                                                                                                                                   | 実施要項(案)の修正                                                                               |
|----|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | —   | —        | 製品を納めるためには、Webカタログに掲載されることが条件となるため、Webカタログ作成についてメーカー段階とも話し合っ行うべきであり、貴省担当者とメーカー、Web業者とメーカーとの間で意見交換の場を設けてもらいたい。                                                                                               | 本件は、契約相手方に対して、Webカタログの作成、Webによる商品受注、納品等を一括して受託することをサービスとして要求するものであり、Web業者とメーカーを区別していないことから、意見交換の場を設けることを想定していません。                                                                           | —                                                                                        |
| 2  | —   | —        | このような大規模な入札になると中小企業の対応は難しく、大企業の限られた通販企業だけの競争になってしまう。Web発注は非常に便利な方法であるが、官公庁として中小企業育成という事を考えてもらいたい。                                                                                                           | 本事業は入札談合事案の再発防止策の一つであること、また調達業務の効率化の観点から導入を考えているものであることをご理解賜りたい。なお、中小企業の受注にも可能な限り配慮するため本実施要項(案)5頁、入札参加資格に関する事項(8)アにおいて、「単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で入札に参加することができる。」としているところです。 | —                                                                                        |
| 3  | P.2 | 2(4)ア(ウ) | 「原則として、市販カタログに掲載されている商品とすること」とあるが、自社カタログやWEBカタログについても「市販カタログ」と同様に提案可能な商品として頂きたい。また、プライベートブランド商品についても提案可能な商品として頂きたい。                                                                                         | 貴社カタログが存在するのであれば、「市販カタログ」として取り扱います。プライベートブランド商品についても同様です。                                                                                                                                   | —                                                                                        |
| 4  | P.2 | 2(4)ウ(ア) | 「発注書を交付するものとする」とありますが、「P. 1 2(1)概要」に記載のある「Webカタログ方式(通信販売方式)」にてお取引させて頂くため、発注書ではなく、発注データにて管理頂きたい。<br>※発注データについて、特別な手続きは不要。発注操作が完了した時点で、自動的に弊社へ送信されます。また、Webにて発注状況をご確認頂けます。                                    | 空自は発注状況の管理を発注データ及び発注書を使って実施するため、発注書は必要となります。発注書は、支払業務を効率的かつ確実に行うために必要と考えており、請求書の添付書類として契約相手方に提出を求め交付するものです。                                                                                 | —                                                                                        |
| 5  | P.3 | 2(4)ウ(イ) | 「システムのメンテナンス等により、受注停止期間を設定する場合は、土曜日、日曜日又は休日を設定し、できる限り受注可能期間への影響を少なくすること」とありますが、平日深夜につきましても、受注停止期間の対象として頂きたい。                                                                                                | ご意見いただいた部分については、実施要項(案)に反映いたします。                                                                                                                                                            | なお、受託事業者のシステムのメンテナンス等により受注停止期間を設定する場合は、土曜日、日曜日若しくは休日又は平日の深夜に設定し、できる限り受注可能期間への影響を少なくすること。 |
| 6  | P.3 | 2(4)ウ(エ) | 「各基地等の検収を受けること」について具体的な検収の方法及び検収とお支払いの関係性についてご教示頂きたい。(当月度の出荷ベースに請求書を発行させて頂く形式をとっており、検収済みみをベースにした請求は困難であるため。)                                                                                                | 商品の納入があった場合は、納品書に記載された内容を突合し、合致していれば合格とし検収となります。検収は納品毎(分納されたものを除く。)、支払いは4半期毎となります。                                                                                                          | —                                                                                        |
| 7  | P.3 | 2(4)ウ(エ) | 納品書は、会社指定の納品書を1部同梱して納入させていただきたい。                                                                                                                                                                            | 納品書は、検収業務を効率的かつ確実に行うために指定の様式と部数が必要であり、商品に添付または別送頂きます。                                                                                                                                       | —                                                                                        |
| 8  | P.4 | 2(5)カ    | 「空自の示す基地等ごと、品目リストのカテゴリごと及び四半期(基準)ごとの受注上限額を超えて空自が発注した場合には、受注することなく空自に通知し指示を受けること」を「空自の示す基地等ごと及び毎月(基準)の受注上限額(予算月額(税込))を超えて空自が発注した場合は、受注することなく空自に通知すること」に変更頂きたい。<br>なお、認証ルール機能により、受注上限額以上になる場合、アラートする機能等があります。 | 上限額の管理する区分につきましては、支払業務を効率的に実施するために品目リストのカテゴリごと及び四半期ごととしております。通知し指示をうけることにつきましては、ご意見いただいたとおり実施要項(案)に反映いたします。                                                                                 | 空自の示す基地等ごと、品目リストのカテゴリごと及び四半期(基準)ごとの受注上限額を超えて空自が発注した場合には、受注することなく空自に通知すること。               |
| 9  | P.4 | 2(6)ア    | 代金の請求について、「第4号オに規定する四半期分の調達実績、同号ウ(ア)の規定により交付した発注書及び同号ウ(エ)の規定により添付した納品書の写しを添付し、各四半期の終了する月の翌月の5日までに提出すること」とありますが、調達実績及び納品書の写しの送付は省略させていただきたい。                                                                 | 支払業務を効率的かつ確実に行うために定めております。                                                                                                                                                                  | —                                                                                        |

| 番号 | 頁         | 項目       | 意見の内容                                                                                                                                                                        | 意見に対する考え方                                                                                                                                                      | 実施要項(案)の修正                                                                                                                                                                       |
|----|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | P.4       | 2(6)ア    | 代金の請求について、「代金は、四半期ごとに取りまとめて請求するものとし」とありますが、請求は、月単位とし、毎月20日締、25日締、月末締のいずれかでご請求いただきたい。                                                                                         | 支払業務を効率的かつ確実に行うために四半期ごとと定めております。                                                                                                                               | —                                                                                                                                                                                |
| 11 | P.28      | 注        | 「3から14までについては、本体に適合するメーカーの純正品又は純正のリサイクル品とする」とあるが、より安価な提案をするため純正メーカー品以外のリサイクル品についても提案商品とさせていただきたい。                                                                            | 純正メーカー品以外のリサイクル品については、当該リサイクルトナーの使用によるプリンター本体の故障についての判定が困難である事から純正メーカー品のみとしております。                                                                              | —                                                                                                                                                                                |
| 12 | P.17～P.43 | 別紙第2     | 品目リストに入数や寸法等の仕様が記載されているが、より安価な提案をするため、記載と異なる入数や仕様の商品も提案可能として頂きたい。                                                                                                            | 品目リストに記載された以上の入数の商品につきましても同等品として認めます。ただし、仕様については品目リストに記載のとおりご提案頂けるよう、実施要項(案)を修正します。                                                                            | (品目リスト参照)                                                                                                                                                                        |
| 13 | P.17～P.43 | 別紙第2     | 入札の際は、品目リストをデータ(Microsoft Excel)にて、提供頂きたい。                                                                                                                                   | 品目リストはデータで提供します。                                                                                                                                               | —                                                                                                                                                                                |
| 14 | P.3       | 2(4)ウ(ウ) | 配送に関して、折りたたみコンテナやリターナブルパックによって商品を届け、回収・再配送する仕組みを推進しているが、提案書評価基準に環境商品や環境配送の観点を盛り込んで頂きたい。                                                                                      | 必要最低限の方法を定めております。                                                                                                                                              | —                                                                                                                                                                                |
| 15 | P.5       | 3        | 契約の締結が4月下旬頃であり、実施期間の開始時期が4月(契約以降)となっており、契約後カタログ作成に要する期間が与えられていません。契約履行するためには実施期間の始期時点でカタログ作成を完了しておく必要がありますが、本(案)の調達予定品目数からすると多額の先行投資を必要とすることから、地元企業や中小企業排除に繋がるのではないかと考えられます。 | 契約締結からサービス開始までの準備期間を勘案の上、事業の開始時期について、契約の締結後1ヶ月以内とすることを実施要項に追記します。                                                                                              | 実施期間は、平成23年4月(契約日以降)から平成24年3月31日までの期間とする。<br>なお、サービスの提供開始は、契約締結後1か月以内とする。また、本実施要項の必要な見直しを行った上で、平成24年度も実施を予定する。                                                                   |
| 16 | —         | —        | 本業務委託は、空自発注手続きの効率化のための公共サービス民間委託との認識を持っていますが、カテゴリ化、全国展開といった効率化の追求が、地元企業や中小企業の排除に繋がることになります。効率化に加えて癒着・談合防止としては、入札の電子化もしくは見積業務の電子化機能を導入するのも1つの方法だと思います。                        | 電子入札の推進についても今後具体的検討を行うこととしているところです。なお、中小企業の受注にも可能な限り配慮するため本実施要項(案)5頁、入札参加資格に関する事項(8)アにおいて、「単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で入札に参加することができる。」としているところです。 | —                                                                                                                                                                                |
| 17 | —         | —        | カテゴリ別のインフラが発生することにより、運用面、利便性、コストが3重に発生することはシステム効率面を損なっていると思います。インフラ(場の提供)と各購入品を別物として考え、各購入品取り扱いメーカーの優位性・特異性を活かし、インフラも利用料として提供させることでコスト削減及び運用面、利便性を追及することが可能となります。            | インターネットによる通信販売方式では、購入品価格にインフラ部分が含まれているのが一般的であり、分割しておりません。                                                                                                      | —                                                                                                                                                                                |
| 18 | P.1       | 2(4)ア(ア) | 「WebカタログのURLは、防衛省のドメイン名(または、それに関連するドメイン)を利用すること。若しくは、トップページ(ログイン画面の前又はログイン画面)が一般の方々に見えないようにすること。」を仕様書上記述する必要がありますと考えます。                                                      | ご指摘を踏まえ2(4)ア(イ)に追記し、評価基準3-1 g②において評価致します。                                                                                                                      | 2(4)ア(イ) Webカタログは、空自以外の者が無断でログインできない仕様及びログイン後に空自専用Webカタログが表示される仕様とし、努めて空自の基地等からのアクセスのみを可能とする仕様とすること。また、基地等ごとに複数のID等(WebページにログインするためのID等。空自全体のID数は約760を想定)を付して基地等ごとに発注できる仕様とすること。 |

| 番号 | 頁           | 項目       | 意見の内容                                                                                                                                                                                      | 意見に対する考え方                                                                                                       | 実施要項(案)の修正                                                                                                                                                              |
|----|-------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19 | P.2         | 2(4)ア(イ) | 「必要なアカウント数は管理者用〇〇、一般利用者用〇〇程度を目安とする。」と仕様書上記載する必要があると考えます。                                                                                                                                   | WebページにログインできるID数は760個程度を想定していることを実施要項(案)に追記します。<br>なお、受注上限額を設定できるIDを空自で2～3個必要とします。                             | Webカタログは、空自以外の者が無断でログインできない仕様及びログイン後に空自専用Webカタログが表示される仕様とし、努めて空自の基地等からのアクセスのみを可能とする仕様とすること。また、基地等ごとに複数のID等(WebページにログインするためのID等。空自全体のID数は約760を想定)を付して基地等ごとに発注できる仕様とすること。 |
| 20 | P.2         | 2(4)ア(ウ) | 「品目リスト順カテゴリーごと」の文言は不要ではないでしょうか。                                                                                                                                                            | 品目の選定作業を効率的に行うために、掲載要領について定めております。                                                                              | —                                                                                                                                                                       |
| 21 | P.2         | 2(4)ア(ウ) | 「商品写真の大きさは〇〇〇pix程度、枚数〇枚程度、解説の文字数〇〇〇文字程度を目安とする。」と仕様書上記載する必要があると考えます。                                                                                                                        | 必要最低限の方法を定めております。                                                                                               | —                                                                                                                                                                       |
| 22 | P.2         | 2(4)イ(イ) | 「Webカタログに掲載している商品登録の変更サイクルについては6ヶ月に一度商品カタログの見直しを実施すること。また、Webカタログ上にて1ヶ月前までに終息当該日表示し、速やかに後継品・代替品の登録と案内表示を行う。」と仕様書上記載する必要があると考えます。                                                           | カタログに記載した商品が提供できる期間は、カタログの変更をする必要はありません。掲載商品を変更する場合は、契約変更の上、カタログを変更することになります。                                   | —                                                                                                                                                                       |
| 23 | P.2         | 2(4)ウ(ア) | 下記の仕様書項目を増やす必要があると考えられます。<br>「1オーダーあたり、複数製品のオーダーがあった場合は下記のような納入形態についてそれぞれ対応を認めることとする。」<br>①商品全品一括納品の場合<br>②品目ごとに分納の場合<br>③一品目においても分納となる場合<br>「発注後には発注アカウントに対して注文内容をメールにて自動的に確認通知が送付されること。」 | 納期内に納品されれば納入形態を問いません。                                                                                           | —                                                                                                                                                                       |
| 24 | P.2         | 2(4)ウ(ア) | 下記の仕様書項目を増やす必要があると考えられます。<br>「ウェブサイトについては、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日の午前8時15分から午後5時の間ののみアクセスできるものとする。」                                                                                   | Webサイトへのアクセスは、24時間を前提としています。ただし、発注時間については、受注態勢を整えて頂く必要があることから、時間帯を明示しています。                                      | —                                                                                                                                                                       |
| 25 | P.2         | 2(4)ウ(ア) | 「受託業者の納品は事務用消耗品については発注日から30日以内、什器については発注日から90日以内を原則とする。」と仕様書上変更頂く必要があると考えます。                                                                                                               | 基地等の在庫低減を図るため、納品日は、実施要項(案)に示すとおり、事務用消耗品については発注日から5日以内、什器については発注日から30日以内を原則とします。なお、納品の期日につきましては、評価基準3-2gで評価致します。 | —                                                                                                                                                                       |
| 26 | P.3         | 2(4)ウ(ア) | 以下文言を仕様書上追記する必要があると考えます。<br>「年末年始・お盆期間等や台風等自然災害における配送遅延が発生する際は速やかに基地等に連絡すること。」                                                                                                             | 設定期日までに納入できない場合は、如何なる原因でも連絡するように記載しております。                                                                       | —                                                                                                                                                                       |
| 27 | P.3<br>P.40 | 2(4)ウ(ウ) | カテゴリーⅡ什器の項目に組立という項目を、各項目ごとに追記する必要があると考えます。                                                                                                                                                 | 什器は、納入先部隊においてすぐに使用可能な状態で納めていただく必要があり、当初から完成品を納入するメーカーも存在する可能性があることから、各調達品目ごとではなく、欄外に注記しています。                    | —                                                                                                                                                                       |

| 番号 | 頁   | 項目       | 意見の内容                                                                                                                                                           | 意見に対する考え方                                                                                                  | 実施要項(案)の修正                                                                                                             |
|----|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | P.3 | 2(4)オ    | 以下の文言を仕様書上追記する必要があると考えます。<br>なお、「月末時点における調達実績の報告における「調達実績」は商品の納品完了(納品書・検査調書の受領)時点の実績をさします。」                                                                     | 実施要項(案)2(6)アに請求書の請求金額内訳として提出を要求することから、検収完了時の実績を意味します。                                                      | —                                                                                                                      |
| 29 | P.4 | 2(5)カ    | 以下の文言を仕様書上追記する必要があると考えます。<br>「受注業者のみに受注上限額を公表する。」                                                                                                               | 受注業者のみに通知します。                                                                                              | —                                                                                                                      |
| 30 | P.5 | 3        | 実施期間の開始日について、仕様書上追記する必要があると考えます。<br>「運用開始日については6月1日とする。また各基地等における操作説明は必要ないものとするが、運用手順書については運用開始日の〇〇日前までに提出する。」                                                  | 運用開始日につきましては、契約後1ヶ月以内とすることを実施要項(案)に追記します。<br>なお、操作説明、運輸手順書については、必須事項ではありませんので、5(2)ア(エ)b(e)運営管理の方法でご提案頂きたい。 | 実施期間は、平成23年4月(契約日以降)から平成24年3月31日までの期間とする。<br>なお、サービスの提供開始は、契約締結後1か月以内とする。また、本実施要項の必要な見直しを行った上で、平成24年度も実施を予定する。         |
| 31 | P.6 | 2(6)ウ    | 以下の文言を仕様書上追記する必要があると考えます。<br>「検証・確認作業時に発見されなかったバグ等や提案した仕様書に満たない部分があった場合については、改善計画書を受託業者が作成して改善する。」                                                              | 最低限の要求内容を記載しております。                                                                                         | —                                                                                                                      |
| 32 | —   | —        | Webカタログの構築をする際、対応する必要があるクライアントOS及びブラウザの情報を公開する必要があると考えます。以下の文言を仕様書上追記する必要があると考えます。<br>対応ブラウザ・・・Microsoft Internet Explorer 6,7,8 等<br>対応OS・・・WindowsXP、Vista、7等 | ご意見を踏まえ、2(4)ア(エ)を追加し、動作環境の情報を記載します。                                                                        | Webカタログの動作環境は次によること。<br>a 対応ウェブブラウザ<br>Microsoft Internet Explorer 7以降のバージョン<br>b 対応OS<br>Microsoft WindowsXP 以降のバージョン |
| 33 | P.1 | 2(4)ア(ア) | メーカーがメーカー品番を公表していない場合はどのような対応をすればよろしいのでしょうか。                                                                                                                    | 5(2)ア(ア)入札書の該当品目に「メーカー品番記載不能」と注記していただくこととします。<br>なお、カタログ上には、商品を判別できる型番が必要となります。                            | —                                                                                                                      |
| 34 | P.5 | 3        | 実施期間は平成23年4月から平成24年3月31日までの期間とし、平成24年度も実施を予定するとありますが、平成24年度は今年度落札した業者が継続して実施するのでしょうか。                                                                           | 24年度については、新規に入札を実施して契約相手方を決定します。                                                                           | —                                                                                                                      |
| 35 | P.6 | 5(2)ア(エ) | 記載内容の実績がある業者のみ入札参加ができるという認識でよろしいでしょうか。<br>また、実績証明は何をもって証明すればよろしいでしょうか。                                                                                          | 実績がなくとも、入札参加は可能です。実績がある場合は評価において加点されます。なお、実績証明については、取引内容、取引件数、取引額等実績があることがわかるものを記載していただければ結構です。            | —                                                                                                                      |
| 36 | P.8 | 6(1)     | 「プレゼンテーションも踏まえて行い」とありますが、プレゼンテーションも評価基準の対象となるのでしょうか。                                                                                                            | 評価は提案書により行ないますが、プレゼンテーションは評価を行う上での参考とします。                                                                  | —                                                                                                                      |

| 番号 | 頁         | 項目                   | 意見の内容                                                                                                                                                              | 意見に対する考え方                                                                                               | 実施要項(案)の修正                                                                                                                                             |
|----|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | P.47      | 実施方法3-1a             | P.2 2(4)ア(ウ)の「また、1品目について、仕様の範囲内で同一価格の複数の商品を努めて記載すること。」について、「努めて」とありますが、提案書評価基準は「必須項目」として掲載されております。同一価格の商品の掲載についてはどちらで判断すればよろしいでしょうか。                               | 誤記のため、評価基準3-1aから「複数の同一価格の商品」を削除します。複数の商品の掲載は、必須ではありません。                                                 | 基地等が調達する事務用品(別紙第2に定める品目リスト)のオリジナルWebカタログを作成し、全ての品目について、品目リスト順かつカテゴリごとに、商品名、メーカー名、メーカー品番、規格、単位及び価格(入札書に記載した各品目の単価)並びに商品の写真及び解説を掲載することが提案されていること。<br>以下略 |
| 38 | P.47      | 実施方法2-3              | 配送は関連会社が実施いたしますがこれは再委託となるのでしょうか。                                                                                                                                   | 再委託となります。<br>再委託の場合は、P.7 5(2)ア(エ)b(e)により、提案書に再委託先の住所等を記載願います。                                           | —                                                                                                                                                      |
| 39 | P.47      | 実施方法3-1b<br>実施方法3-1e | 「売れ筋商品」の記載につきましては、P.1 2(4)ア(ア)に記載の「空自向けオリジナルWebカタログの商品」内での売れ筋という認識でよろしいでしょうか。                                                                                      | 「売れ筋商品」については、各基地が品目選択の目安とするため、オリジナルWebカタログの品目で複数の品目が掲載された品目について、全基地等での発注数順に「売れ筋商品」として順位付けすることを期待するものです。 | —                                                                                                                                                      |
| 40 | P.48      | 実施方法3-1g             | 「ログインID/PW以外の各種端末識別機能」は削除をお願いできないでしょうか。                                                                                                                            | 当該機能は必須ではありません。機能が提供できる場合、評価において加点いたします。                                                                | —                                                                                                                                                      |
| 41 | P.48      | 実施方法3-2g             | 62基地は何を根拠とした数字でしょうか。                                                                                                                                               | 納地72基地のうち、離島の10基地を除いた基地数となります。                                                                          | —                                                                                                                                                      |
| 42 | P.49      | 実施方法3-3f             | 上限額を超える発注・受注を防止する目的で記載されていると思われますが、システム上で上限額を超えた発注を出来なくすることが有効と考えますがこうした対応は認めて頂けますでしょうか。                                                                           | システム上受注できないようにしていただいて構いませんが、その場合でも上限額を超えていることを空自に通知していただきます。                                            | —                                                                                                                                                      |
| 43 | P.28～P.39 | —                    | カテゴリー I-2 事務用消耗品(OA関連品及びトナー類)に関して、3～14の使用済み空きトナーの定期回収を実施要項に含めていただきたい。                                                                                              | 使用済みトナーの回収は本要求の要件とは致しませんが、回収を含めた方が安価となる場合は、回収していただいて問題ありません。                                            | —                                                                                                                                                      |
| 44 | —         | —                    | 各基地のインフラ状況について差し支えない範囲で教えて頂けないでしょうか。<br>例えば、本事業においては基地内の各部隊間でオンライン処理が可能である など。                                                                                     | 各基地にはインターネットに接続可能な端末を整備しております。                                                                          | —                                                                                                                                                      |
| 45 | P.17      | 2 付箋                 | No.18 仕切紙 A4判横型 2穴5色1山10枚10組<br>参考品目の型式を教えてくださいませんか？                                                                                                               | 型式等については、品目リストに記載します。                                                                                   | (品目リスト No.18 参照)                                                                                                                                       |
| 46 | P.17      | 2 付箋                 | No.20 仕切紙 A4判 縦型10色1山10枚10組<br>5色5組2セットでのご提供でもよろしいでしょうか？                                                                                                           | 問題ありません。                                                                                                | —                                                                                                                                                      |
| 47 | P.17      | 3 電池                 | No.41 ニッケル水素電池 単4形4個入 2個入り×2セットでのご提供でもよろしいでしょうか？                                                                                                                   | 問題ありません。                                                                                                | —                                                                                                                                                      |
| 48 | P.18      | 6 ステカ                | カッティング用転写シート<br>No.58 380mm×10m赤SV-15L用<br>No.59 380mm×10m青SV-15L用<br>No.60 380mm×10m黒SV-15L用<br>No.61 380mm×10m白SV-15L用<br>転写シートに色は存在しないと思われますので、型式をご教示頂けないでしょうか？ | 型式等については、品目リストに記載します。                                                                                   | (品目リスト No.55～58 参照)                                                                                                                                    |
| 49 | P.18      | 7 テプラテープ             | No.91 テープカートリッジ 幅24mm×巻8m<br>透明ラベル白文字<br>参考品目の型式を教えてくださいませんか？                                                                                                      | 規格を統合しましたので削除します。                                                                                       | 削除<br>(品目リスト No.82 に統合)                                                                                                                                |

| 番号 | 頁    | 項目         | 意見の内容                                                                                                                                           | 意見に対する考え方                                                                 | 実施要項(案)の修正                    |
|----|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 50 | P.19 | 8 マグネット    | No.130 マグネットクリップ<br>約100mm×150mm×230mm～280mm×<br>15mm～20mm程度 裏面マグネット付<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                  | 規格を統合しましたので削除します。                                                         | 削除<br>(品目リスト No.125 に統合)      |
| 51 | P.19 | 8 マグネット    | No.142 マグネットシート A6判 クリヤポケット<br>型<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                                       | 型式等については、品目リストに記載します。                                                     | (品目リスト No.136 参照)             |
| 52 | P.19 | 8 マグネット    | No.144 マグネットバー 340mm×40mm×<br>9mm程度<br>白 裏面マグネット<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                       | 型式等については、品目リストに記載します。                                                     | (品目リスト No.138 参照)             |
| 53 | P.21 | 13 スタンプ    | No.197 印鑑ホルダー 連続捺印 約200回<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                                               | 規格を修正し統合しました。<br>型式等については、品目リストに記載します。                                    | (品目リスト No.180 参照)             |
| 54 | P.21 | 13 スタンプ    | No.199 回転ゴム印 欧文日付、和文日付<br>商品サイズをご教示頂けない<br>でしょうか？                                                                                               | 規格に「3号明朝体」を追加<br>します。<br>型式等については、品目<br>リストに記載します。                        | (品目リスト No.182 参照)             |
| 55 | P.21 | 13 スタンプ    | 補充インク<br>No.204 油性 容量40ml程度 黒<br>No.205 油性 容量40ml程度 赤<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                  | 型式等については、品目リストに記載<br>します。                                                 | (品目リスト No.186、187 参照)         |
| 56 | P.21 | 13 スタンプ    | No.206 補充カートリッジ 印鑑ホルダー 連<br>続印刷約200回専用朱肉<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                               | 規格を統合しましたので削除<br>します。                                                     | 削除<br>(品目リスト No.181 に統合)      |
| 57 | P.21 | 13 スタンプ    | No.207 連結印 初号スタンプ:数字<br>書体の指定はございます<br>でしょうか？                                                                                                   | 規格に「明朝体」を追加<br>します。                                                       | (品目リスト No.188 参照)             |
| 58 | P.21 | 14 テープ     | No.230 製本テープ 幅35mm×50m 白 材<br>質紙クロス 再生紙<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                                | 規格を統合しましたので削除<br>します。                                                     | 削除<br>(品目リスト No.208 に統合)      |
| 59 | P.21 | 14 テープ     | No.232 製本テープ 幅50mm×50m 白アク<br>リル系粘着剤<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                                                                                   | 規格を統合しましたので削除<br>します。                                                     | 削除<br>(品目リスト No.209 に統合)      |
| 60 | P.21 | 14 テープ     | 背張り用テープ<br>No.234 幅297mm×3.6mm黒<br>No.235 幅297mm×3.6mm紺<br>No.236 幅297mm×3.6mm白<br>No.237 幅297mm×3.6mm茶<br>3.6mmではなく3.6mと判断してよろ<br>しい<br>でしょうか？ | 誤記のため、規格を3.6mに修正<br>します。                                                  | (品目リスト No.210～213 参照)         |
| 61 | P.21 | 14 テープ     | 両面テープ<br>No.242 幅15mm×15m<br>No.243 幅15mm×20m<br>No.244 幅25mm×10m<br>No.245 幅50mm×10m<br>用途もしくは参考品目の型式を<br>教えてください<br>か？                        | 「No.242 幅15mm×15m」は規格<br>を統合しましたので削除<br>します。<br>型式等については、品目<br>リストに記載します。 | 一部削除<br>(品目リスト No.218～220 参照) |
| 62 | P.22 | 17 パウチフィルム | No.267 パウチフィルム 68mm×99mm<br>厚さ100μm以上 100枚以上入り<br>20枚入り×5セットのご提供でも<br>よろしい<br>でしょうか？                                                            | 単位を箱にしていますので、5セ<br>ットを1箱で納入<br>していただければ問題ありませ<br>ん。                       | —                             |
| 63 | P.22 | 19 ファイル    | クリアブック<br>No.282 A4 横型 ポケット枚数13 中仕切<br>分類用インデックス付<br>No.283 A4 横型 ポケット枚数25 中仕切<br>分類用インデックス付<br>参考品目の型式を教えてください<br>か？                           | 型式等については、品目リストに<br>記載します。                                                 | (品目リスト No.253、254 参照)         |
| 64 | P.23 | 19 ファイル    | レバー式ファイル<br>No.302 A4 横型 2穴 綴厚17mm～20mm<br>No.303 A4 縦型 2穴 綴厚18mm～25mm<br>レバー式ファイルのため2穴は必<br>要ないと思<br>われますが穴は規格として必要<br>で<br>しょうか？              | 必要です。                                                                     | —                             |

| 番号 | 頁         | 項目          | 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見に対する考え方                                                                                                                    | 実施要項(案)の修正                              |
|----|-----------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 65 | P.23      | 20 筆記用具等    | No.317 シャープペンシル 芯径0.5mm/0.3mm<br>自動芯回転機高<br>0.5mm用、0.3mm用の商品はございますが、<br>両用は存在しない規格と思われますが芯径<br>0.5/0.3mmはどのような意味合いでしょうか？<br>参考品目の型式をご教示頂けないでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 規格を統合しましたので削除します。                                                                                                            | 削除<br>(品目リスト No.287 に統合)                |
| 66 | P.24      | 20 筆記用具等    | No.360 マーカー 水性 6色 ツインキャップ<br>式<br>細字1.2～2.0mm 太字5.6～6.0 mm 6本入<br>参考品目の型式を教えて頂けないでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 規格を精査した結果、削除します。                                                                                                             | 削除                                      |
| 67 | P.25      | 20 筆記用具等    | 筆<br>No.405 水彩、アクリル用 丸筆 小<br>No.406 水彩、アクリル用 丸筆 大<br>No.407 水彩、アクリル用 丸筆 特大<br>No.408 水彩、アクリル用 平筆 小<br>No.409 水彩、アクリル用 平筆 大<br>No.410 水彩、アクリル用 平筆 特大<br>サイズが抽象的な表現となっておりますので、「何号」などの明記をお願いできないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 品目リストに号数の記載「小(6号)」、「大(14号)」、「特大(18号)」をそれぞれ追加します。                                                                             | (品目リスト No.359～364 参照)                   |
| 68 | P.25      | 23 バイプ式ファイル | 片開きパイプ式ファイル<br>No.425 A4 縦型 100mm<br>No.426 A4 縦型 50mm<br>No.427 A4 縦型 80mm<br>両開きパイプ式ファイル<br>No.428 A3 横型 100mm<br>No.429 A4 横型 30mm<br>No.430 A4 横型 40mm<br>No.431 A4 横型 50mm<br>No.432 A4 横型 60mm<br>No.433 A4 横型 80mm<br>No.435 A4 縦型 100mm<br>No.436 A4 縦型 20mm<br>No.437 A4 縦型 30mm<br>No.438 A4 縦型 40mm<br>No.439 A4 縦型 50mm<br>No.440 A4 縦型 60mm<br>No.441 A4 縦型 80mm<br>No.442 A4 縦型 100mm<br>No.443 B4 横型 40mm<br>No.444 B4 横型 50mm<br>No.445 B4 横型 100mm<br>No.446 B4 縦型 40mm<br>①メーカーを統一しなければならないでしょうか？<br>②〇〇mmの意味は「とじ厚」でしょうか？それとも「背幅」でしょうか？ | ①メーカーは統一致しません。<br>②とじ厚を意味します。<br><br>No.428は、規格を「50mm」に修正します。<br>No.435及びNo.445は規格を統合しましたので削除します。<br>No.446は規格を精査した結果、削除します。 | 一部削除<br>(品目リスト No.372～390 参照)           |
| 69 | P.25      | 24 雑貨類      | No.447 3M耳栓 JIS適合品 防音・騒音対策用 2個入<br>3M社では多数の左記規格の商品を製造していますので、型式を教えて頂けないでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 型式等については、品目リストに記載します。また、品名は「耳栓」に修正します。                                                                                       | (品目リスト No.391 参照)                       |
| 70 | P.26      | 24 雑貨類      | コインカウンター<br>No.451 215mm×150mm 青<br>No.452 247mm×167MM 青<br>コインカウンターとはカルトンやキャッシュマツトのような商品と認識してよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 型式等について、品目リストに記載します。                                                                                                         | (品目リスト No.393、394 参照)                   |
| 71 | P.26      | 24 雑貨類      | No.453 コインケースセット<br>1円用×2、100円用×2、5円用×1、500円用×1<br>セット商品としては存在しない規格と思われます。<br>単品を各種類でまとめたご提供でもよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 規格に「10円用×2、50円用×1」を追加します。<br>なお、単品を各種類でまとめたご提案については、規格分を1セットとし、型番及び単価を設定してご提案下さい。                                            | (品目リスト No.395 参照)                       |
| 72 | P.27      | 1 OA関連品     | No.467 OAクリーナー詰替用 枚数300枚以上入<br>300枚以上の商品が存在しないため、セットとしてのご提供でもよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 単位を箱で設定していますので、300枚以上の組合せを1箱として、型番及び単価を設定してご提案下さい。                                                                           | —                                       |
| 73 | P.40～P.43 | カテゴリーⅡ什器    | 規格に記載されているサイズ数値を〇〇mm「程度」という記載にしてもらえないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ご意見を踏まえ、P.40 カテゴリーⅡ 什器と同様な注記として追記します。                                                                                        | 注3 製品の規格は、参考品と同等とし、仕様は同等又はそれ以上のものであること。 |

| 番号 | 頁         | 項目        | 意見の内容                                                                                                                                                                | 意見に対する考え方                                | 実施要項(案)の修正           |
|----|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------|
| 74 | P.40～P.43 | カテゴリーⅡ 什器 | 一部別製した商品で提案する場合は、商品仕様が判る図面若しくはカタログ等をWebカタログに掲載すればよろしいか。                                                                                                              | Webカタログには規格、仕様、色等の諸元を明記していただく必要があります。    | —                    |
| 75 | P.40      | 1 机       | No.1～No.3 平机<br>及び<br>No.8 OAテーブル<br>「本体色：ホワイト又はグレー系、天板色：本体同色又は木目調」となっているが「同系色」という記載に変更していただけないか。                                                                    | ご意見を踏まえ、規格に「天板色：本体同色若しくは同系色又は木目調」を追加します。 | 天板色：本体同色若しくは同系色又は木目調 |
| 76 | P.40      | 2 椅子      | No.12～No.15 事務用回転椅子<br>事務用回転椅子1号から4号について、参考品の型式では3号の方が2号よりも定価が高いなど、価格序列が逆転しているが、提案する場合は、定価の序列を考慮した「1号＞2号＞3号＞4号」という認識でよいのか。<br>それとも、規格を満足していれば上記逆転現象や同じ品目での提案でも構わないか。 | 規格、仕様、色等の要求事項を満足していれば定価の逆転現象は問いません。      | —                    |
| 77 | —         | —         | 内部告発等でしか公にならない談合等を未然に防ぐため、事前に候補業者と防衛省の間で、談合排除等の取り交わしをしてはどうか。                                                                                                         | 入札心得等の再周知により、談合等の不正行為を排除していきたい。          | —                    |

※ パブリックコメントにおける要望事項、質問事項を踏まえ、より一層の参入機会の拡大を図るため、品目について精査を行い、実施要項(案)の修正を行いました。詳細については、「品目リスト」をご参照下さい。